**インターンシップ実施に関する覚書**

いわき市（以下「甲」という）と○○大学（以下「乙」という）は、令和７年度に実施するインターンシップについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本インターンシップは、乙の学生をインターンシップ実習生（以下「実習生」）として甲に派遣し、実習生が就業体験を通して実践的に学習すること及び将来的な職業選択に向けての経験を積むことを目的とする。

（インターンシップの実施内容等）

第２条　インターンシップの実施内容、期間及び配属先は、甲が決定し、乙が確認する。

（インターンシップの体制）

第３条　乙は、実習生がインターンシップ実施に際し、甲の就業に関する規則等を尊重するとともに、職務遂行に当たっては、甲の指導、監督、助言等に従うよう、指導する。

（インターンシップ期間中の状況把握）

第４条　甲は、インターンシップの内容及び実施状況について、求めに応じて乙に報告する。

（インターンシップに関わる安全確保）

第５条　甲は、実習生の安全に配慮し、安全の確保に必要な措置を講じる。

（インターンシップ期間中の事故・災害）

第６条　実習生のインターンシップの実施に際しての事故・災害に係る賠償等については、乙又は実習生が加入する傷害保険及び賠償責任保険をもって充てるほか、甲、乙が誠意を持って問題の解決に当たる。

（機密保持義務）

第７条　乙は、実習生がインターンシップを通じて知り得た甲並びに甲に関する相手方の業務上の機密及び個人情報を、実習中及び実習終了後においても、これを第三者（乙を含む）に漏らしてはならないことを指導する。

（個人情報の取り扱い）

第８条　甲は、本インターンシップに際し知り得た実習生の個人情報については、本インターンシップの遂行以外の目的に使用しないものとし、個人情報に関する法律に則って適切に管理する。

（有効期間）

第９条　本覚書の有効期間は、締結日から締結日の属する年度の末日までとする。

（その他）

第10条　この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議のうえ定めるものとする。

上記を証するため、正本２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

　　　　令和　年　月　日

甲　いわき市

　　　いわき市長　内　田　広　之

乙　○○県○○市○○

　　　〇〇大学　学長　○○○○